規約

第1条【名称及び所在地】
本U15チームは、「群馬クレインサンダーズU15」（以下、U15チームという）と称し、管理運営事務局（以下、当事務局）を株式会社群馬プロバスケットボールコミッション（以下、当クラブという）内に置きます。

第2条【目的】
U15チームは、各年代に応じた適切な指導により、バスケットボール及び運動の能力の向上及び群馬県のバスケットボール普及に努めるとともに、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条【入団】
入団は、当クラブが定めるトライアウトに合格した者で、合意書の締結をもって入団することとします。

第4条【届出変更】
U15選手及び保護者は、当事務局に届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス等について変更があった場合は速やかに当事務局へ連絡するものとする。

第5条【退団】
U15選手は、各月の月末までに当事務局に書面にて合意解除届を提出し、承認を得ることにより、その月末限りで退団することができます。電話等口頭での連絡やパソコン又は携帯電話、スマートフォンのメールによる連絡での退団は受付けられません。各月の月末を過ぎた場合は、当事務局の事務手続き上、翌月末扱いになります。尚、当事務局が合意解除届を受領しない限り受講料の支払い義務は発生するものとします。

第6条【受講料の支払】
1. 年会費、月会費（1ヵ月分）を現金にてお支払いください。
2. 2ヶ月目からは、株式会社日専連ライフサービス（以下、日専連）のクレジット機能付きカードを使用し、銀行引落となります。毎月27日に前月分の月会費が引落となります。
3. 月会費の納入を3ヶ月間怠ったときは、当事務局は指導を停止する、または退団させる場合があります。但し、事前に当事務局の了承を得ている場合は、その限りではありません。
4. 月の途中から入団する場合において、月会費の日割りは行いません。ご了承ください。
5. 残高不足により、引落が出来なかった場合は、日専連からご連絡させていただく場合がございます。予めご了承ください。

第7条【年会費、月会費等の返還】
納入された年会費、月会費は、理由の如何にかかわらず返還いたしません。

第8条【資格の喪失】
U15選手及び保護者は、次のとき、その資格を喪失します。
1. 退団したとき。
2. 月会費を3ヶ月滞納し、当クラブの請求に応じなかったとき。
3. 本規約を含む運営事務局の定める諸規則や、練習会場の諸規則に違反した場合や、当クラブの信用、品位を著しく傷つける行為をしたとき。
4. 他のU15選手及び保護者に対して迷惑となる行為（様々な勧誘、営利目的の行為）
5. 練習の進行を妨げる行為。
6. U15選手が、繰り返し練習を無断欠席すること。

規約

第9条【遵守事項】
U15選手及び保護者は、本規約を遵守するとともに練習会場の諸規則に従うものとする。

第10条【活動期間】
U15チームの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とする。練習回数は、原則として週3回とする。練習会場の都合で、練習が無い場合もある。その決定は、当事務局に一任するものとする。

第11条【自然災害等での休みについて】
1. U15チームは、当クラブが本拠地としている市の公立学校や県立学校が台風や自然災害、警報発令時に臨時休校の場合は、U15チームも併せて休みとする。
2. 休みの場合、U15チームの振替はありません。また、月会費の返還もいたしかねますのでご了承ください。

第12条【保険】
U15チームに入団すると同時に、当クラブで加入している保険にご加入いただきます。なお、手続きは当事務局で行います。

第13条【負傷時の処置】
U15選手が、練習中に負傷した場合は、U15チームのトレーナーが応急処置を施す。

第14条【肖像権】
1. 当事務局は、イベント及びホームゲームにおいて、今後のU15チーム活動の活性化とより良い活動環境を形成するための資料としてU15チームの写真及び映像（以下、映像等という）を記録します。
2. 前項により記録された映像等に係る肖像権は当クラブに帰属する。
3. 第1項により記録された映像等は、群馬クレインサンダーズの活動と更なる発展の為、下記に掲げる当クラブ取扱いメディア等で、使用又は掲載されます。
    1. 群馬クレインサンダーズ公式ホームページ、SNS等
    2. 群馬クレインサンダーズの広告掲載
    3. 出演イベントの案内チラシ、ホームページ
    4. 各種マスメディア取材等
4. 前項に定める使用又は掲載につき、ご同意いただけない場合又は掲載を希望しない場合、U15選手の保護者は、当事務局へ届出るものとする。

第15条【免責】
U15選手及び保護者は、練習中や対外試合における盗難、傷害その他の事故について、当クラブに対して何ら損害賠償を求めず、当クラブは賠償しないものとする。

第16条【連絡について】
1. 当事務局からの連絡
    当事務局からの連絡は、入団時にいただいたメールアドレスへお送りいたします。メールが受信できるように、設定をお願いいたします。なお、登録しなかったことによりU15選手に不利益になることが生じた場合、その責任は一切負いかねますので、ご了承ください。
2. 当事務局への連絡
    体調不良などにより練習を欠席する場合
    その他のご連絡、お問合せについて

    群馬クレインサンダーズU15事務局
    TEL：027 - 289 - 9562
    MAIL：gct_youth@g-crane-thunders.jp
    受付時間：平日10:00～17:00

規約

第17条【個人情報の取扱い、利用について】

1. 当クラブは、U15選手及び保護者の個人情報を関係法令及び当社が別途定める「個人情報方針」に従って取り扱うものとし、U15選手及び保護者はこれを承諾するものとする。
2. 当社は、取得したU15選手の個人情報を以下の目的で利用します。
    1. U15選手及び保護者向けチケット販売、グッズ販売
    2. U15選手向け特典（サービス、商品）の案内、提供
    3. U15チームのサービス、商品等に関するアンケートの実施
    4. 各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
    5. お問合せ、依頼事項への対応
    6. U15チーム並びに、当クラブの活動を広報するため、U15選手の映像等を使用することがあります。
    7. 法令等に基づき、裁判所、警察機関等の公的機関からの開示要請があった場合は、当該公的機関に提供することがあります。

第18条【担当コーチについて】

1. 怪我や体調不良等により担当メインコーチが欠席する場合は、該当の日程のみ原則として代理のコーチが着任いたします。尚、代理のコーチも不在の場合は、不在のままアシスタントコーチが、練習を行う事があります。予めご了承ください。

第19条【入会者の規約同意について】

U15選手及び保護者は、別紙の合意書の提出をもって本規約に同意したものとする。

第20条【規約の改定】

当クラブは、U15選手及び保護者の事前の承諾を得ることなく本規約を改定することができ、U15選手及び保護者は予め同意するものとする。規約を改定した場合は、U15選手及び保護者に対して書面又は、オフィシャルホームページ上での告知などにより通知いたします。

第21条【発効】

本規約は、2019年4月1日より発効するものとする。

株式会社群馬プロバスケットボールコミッション
群馬クレインサンダーズU15